

農地相續をめぐる問題

中 村 治 兵 衛

一

今日における農家相續・農地相續をめぐる問題とは、いうまでもなく新民法による法的制度としての相續制の變革に伴うものである。即ちこれまでは家督相續による長男單獨相續という立て前をとつていたのが、諸子均分相續に變化した。この變化が我が國の農家の農地所有並に農業經營に如何なる影響を與えるかということである。しかもこの相續制の變革が農地所有ないし農業經營が一おう舊來の秩序を維持していたところに行われたのではなく、農地改革の結果農地所有の在り方が一變し、戰爭による産業構造の激變に伴う農業經營の構造が變化した時に重り合つて行われたところに、本問題の特徴と困難がある。

いうまでもなく相續制の變革は、農地制度の改革にみられる農地所有權ないし所有形態そのものの變革といつたものでなく、農地をも含めた農家の資産の繼承方式に關する變革である。これが資産の繼承であるから廣義にいうと所

有權の移轉の現象に入るが、しかもこれが一般の所有權の繼承移轉と異なるのは、通常の所有權の移轉の場合は抽象化された個人と個人との關係としてであるが、相續の場合はこの人がより具體的に特定され、夫と妻、親と子といった家族生活體における地位（法律上の身分）によつて、當該財産の繼承の割合が規定されているところにある。つまり家族という一つの結合體内における財産の繼承移轉に關する規定が相續法であり、その現象が相續とよばれる。そして相續法の變革は、この財産の繼承移轉の方式の變革を通じて、その財産をもととして成立している家族制度や家族員の意識をも變えていこうという意圖をもつものである。ところがこの新しい相續法は國民に遵守を要望する新しい法的規範ではあるが、これが親族法である限り、習俗ないし倫理とからみつき、憲法や行政法のような強い拘束力を法自體がもつものでなくあくまでも家族員の個人意識の確立にまつところが多い。それと共に繼承する財産のおかれていまする條件なり財産そのものの在り方が、この新しい法的制度を成立させるのに必要にして十分なものかどうか問題となる。農政ないし農業經營から新しい相續制に對して出される見解や問題は、この相續制を定立させる前提條件というもの——農家・農地相續の場合には戰後わが國の農業のおかれていまする地位、農家戸數の増大、零細經營の増加、農業における有業人口の増大といつたもの——に對する認識評價から生れていることは衆知のことである。(註1)

ところで新しい均分相續が實施されて以來滿三年になり、この間における農家・農村における均分相續がいかなる形で實施され、どういう波紋を興えているかといふことは大きな問題であるが、何分大きな費用と勞力を要することであり、ここではそうした實施概況の全般についてはなく、この新しい均分相續制に對して農家・農民がいかなる對應ないし適應の仕方をしているか、その適應の仕方の一つを通じて均分相續の實施の一側面をうかがおうとするのである。

いまでもなく均分相続制に對する適應の仕方は、この法が規定するような形に於て分割相続するというのが一つであり、先年來法律家の中でやかましくなつてきた相続放棄というのが一つであるが、この他にもう一つの仕方としては生前贈與というものがある。この三者を通じてみると、法律による分割相続は皆無でないにしても全體としてみると少く、長男による事實上の一子相続が壓倒的に多いように云われている。^(註2)このことのすべてが必ずしも相続放棄という法的な手續を(多くの場合、農業を繼承する者が長男であるため)他の共同相続人が相続放棄の申請を家庭裁判所にすることではなく、法定の三カ月の期間は知らぬまに過ぎて、長男を除く共同相続人も事實上財産に對する相続分を放棄し一子相続同然の形をとつていものが多いようである。本論に於て問題とするのは、從來顧みられていない第三の生前贈與という新しい相続制に對する農家・農民の適應の仕方についてである。そしてこの生前贈與をば農地所有權の移轉許可という面よりとらえ、次にこれがいかなる形で行われているかを栃木・石川二縣の農地課保管資料によつて検討し、最後にこの生前贈與を成立させる基盤となつてゐる隱居慣行(乃至舊生前相続)をば石川(埼玉)の二ヶ村について考察し、生前贈與のもつ役割と意義をば検討することとする。(なるほど相続による農地や農業資産の分割は少いとはいへ、分家歸農による農地分割が戦後かなり行われていることは昭和二四年三月の農地調査によつて明らかである。この分家による農地・農業經營の分割は父の生前に行われることが多く、そのことが相続を契機とする分割を少くしてゐるのではないかと思われる。従つてこの問題も重大なことであるが、これは別稿に譲ることとする。^(註3))

註1 例えは昭和二六・一一・一四、日本經濟新聞の社説『農地細分化防止と適正規模』

註2 農林省農政局『農業資産相続特別法案に關する資料』(昭二四・一一)

註3 分家による農地分割並びに農業資産の分割は、昭和二四年三月の農地調査によつて戦後四二萬戸の新設農家があり、うち三萬戸が分家歸農であり、農家総數六二四萬戸の五%をしめ、この分家歸農による新設農家の土地取得面積のうち親族による贈與が二八・三%（内地）をしめていることによつてもうかがわれる。これについては次に論稿を發表する豫定である。農地調査の結果については農林統計速報二七號（昭二五・一・二五）、五〇號（昭二五・七・三〇）並びに農地改革記録委員會編『農地改革顛末概要』（七三八―九頁）を参照されたい。

二

ここでとりあげる新しい均分相續制に對する農家・農民の適應の仕方の一としての生前贈與という現象は、先の相續放棄が現實に相續が発生した後における事態への對應の仕方だとすると、この生前贈與は相續が発生する前に豫め相續によつて起るであろう事態を豫測しての行爲であり、前者に比べてより積極的な新相續制への對應の仕方であるといえよう。この生前贈與という現象が昭和二四年頃から漸次農家の間でめだつてきたことは、農地所有權の移轉の許可申請という要式行爲（使用目的の變更を伴わぬ農地所有權移轉の許可申請——農地調整法第四條）を通じてうかがわれる。この行爲は父親が老齡のため死後における遺産分割を慮り、生前その所有地を事實上農業を後繼する者に贈與するということである。このことは昭和二四年及び二五年の『農地調整年報』を通じてうかがわれる。唯全國的な數字の動きは、發表された統計が農地調整法第四條の規定により、農地所有權のみならず地上權・永小作權・質權を含め、それらの設定又は取得について使用目的の變更をともなわぬものという一項で總括されているため、嚴密に把握することは困難である。

併し『昭和二四年度農地調整年報』に掲載する「農地の移動潰廢統制」中の(1)使用目的變更をとまなわぬもの(1)所有權の移轉の項について、「移轉の主なる申請理由」ないし「申請者の類型」を概観すると(一都二府四二縣一道計四六都道府縣の報告によると)、分家贈與・相續關係による贈與(生前贈與と相續後の相續分の農業繼承人への贈與)が、賣買・交換分合と共に、主要な農地所有權移轉の要因となつてゐることが明らかである。^(註1)

次にこの相續關係による農地所有權の移動はどう考えられてゐるのか、前記の『二四年度農地調整年報』によると、いわゆる生前贈與をば「老齡のため生前に相續關係を明瞭ならしむるため」(石川)、「父が長男に生前贈與」(千葉)するとか、「相續時の紛争をさけるために農業を繼承する子への贈與が多い」(滋賀)。更に進んで「均分相續を避けるため生前贈與が激増の傾向にあり」(和歌山)と報告されてゐるし、『二五年度農地調整年報』では、「生前贈與は相續に代るもので、遺産分割に際して生ずる紛争を防止しようとするもので二四年度以降漸次増加しつつある」と述べてゐる。^(註2) こうした處置が被相續人の生前にとられないで相續が現實に起つた後に行われるのが、共同相續人の間における法律上の相續放棄という處置であり、これが農業資産・農家の財産の主要な部分を構成する農地について具體化したのが「共同相續による持分を實際の農業承繼者に贈與する」(千葉)「持分權の受贈」(山口)といわれる農地所有權の贈與による移轉なのである。そしてこの二つの行爲は何れも農業經營に對する配慮から生まれた農家(農民・農家に育つた人々)の新しい均分相續制への二つの反應の仕方であり、一つは相續の開始前になされた生前贈與という形式をとり、他は相續が實際發生した後における共同相續人間における農業を繼承しない共同相續人の相續分を、農業を繼承する共同相續人に贈與するという形式をとるとはいえ、相互に連關をもつことは見逃し得ない。

さて、農地所有權移轉の四つの要因(使用目的變更をとまなわぬ)のうち何れが多いかについての全國的係數は不

明であるが、『二四年農地調整年報』は、山形・栃木二県の件数乃至割合を報告している。山形縣では「普通賣買四、二%、分家による贈與二九%、相續關係二〇%交換分合九%」、栃木縣では「賣買一九三件、交換八四件、贈與一九四件」(三者の比率は四一%、一八%、四一%)という。なお翌『昭和二五年度農地調整年報』は、北海道・茨城・山梨・和歌山の一道三縣の「耕作を目的とする農地所有權の移動の件數割合」をのせている。それは第1表の如くであり、北海道・茨城に於ては贈與による農地所有權の移轉が多いことが判明する。ただこれらの栃木・茨城(山梨・和歌山)の報告に於ても、贈與件數のうち分家贈與と生前贈與とが如何なる關係にあるかは判明しない。そこでわた

第1表 耕作を目的とする農地所有權の移轉割合(昭25)

	北海道	茨城	山梨	和歌山
分家贈與	30	}	}	}
生前贈與	20			
保有地賣却	20		17	50
自作地處分	25		37	20
その他	5	14	15	-

しが調査した栃木縣農地課保管の資料によつて本問題を若干検討してみよう。それによると二四年の栃木縣の件數は受理件數であり、同年における許可件數は前年度の繰越件數を含むから、賣買一六一件、交換七四件、贈與二〇六件であり、この三者のうちで贈與が四七%と半をしめている。同縣における前年の昭和二三年度はどうかというところと許可件數に於て賣買一四、相續一、贈與三四、交換一九、共有地分割五、計七三件(潰廢を除き)であり、贈與による農地所有權の移轉許可件數は全體の四六%でほぼ昭和二四年と同率であり、同縣に於ては既に贈與による所有權移轉は二三年頃から盛んであることがわかる。ところで贈與と一口にいつても、この贈與が分家による農地の分割贈與か相續への顧慮からくる生前贈與か、それとも相續分の贈與であるかが問題である。次に昭和二三年度(一月~二月末)における贈與三一件(筆寫洩れ三件を除く)、昭和二四年度(一月~四月末)における贈與五五件(筆寫洩れ六件、純相續一件を除

(註4) についてみると第2表の如くであり、昭和二四年(一月〜四月末)に於て前年度全體の贈與件數を遙かに上廻つておること、分家による贈與の地位は何れもかなり高いが、その地位は昭和二四年初頭に於て昭和二三年に比べて低下していること、これに反して生前贈與並に相續分の贈與が増加していること等が明らかとなる。ここで贈與という行為に於て二つの相反する農地所有權に對する要因が一括されていること、即ち分家贈與とは明らかに農地所有權の分割、それにもとずく農地所有の零細化への因子、新農地所有權者の發生であるのに對し、生前贈與・相續分の贈與に於ては、舊來の農地所有權の確保・舊農地所有家族の維持を示すものである。従つて贈與という形での統計的把握に於ては、賣買等の移轉要因に對してはその差を示し得るが、農地所有權の分散・確保については教えるところがないといわなくてはならぬ。

第2表 贈與の内訳件數 (栃木)

	昭23年 1月～12月 末	昭24年 1月～4月 末
與	13	16
贈	(8)	(13)
家	(5)	(3)
分	7	14
生	1	10
相	2	5
分	1	2
嫁	4	-
親	3	4
そ	31	55

以上は件數についての検討であるが、次にこれを農地所有權の移轉した面積についてみると、生前贈與による移轉面積が大ききことはほぼ見當のつくところであるが、第3表にみるごとく一件當りの移轉面積も大きいし、贈與による農地所有權の總移轉面積中に占める割合も勿論多くて四割餘である。

とはいへ、生前贈與、相續分の贈與による農地所有權の移轉は、移轉とはいうものの一世帯内の農地所有者の名義の變更であつて、分家とか分割贈與による一世帯から別世帯への實質的な農地所有權の移轉ではない。従つてここで相續を契機とする農地所有權を問題とする場合は、相續分の贈與と相續による分割とを對比するのが正しく、相續が發生する

第3表 栃木縣における贈與による農地所有
權許可一件當り面積

	昭 23 年		昭 24 年 1 ~ 4 月 末	
	1 件當り 面積	贈與總面積 中の割合	1 件當り 面積	贈與總面積 中の割合
分 家 贈 與	反	%	反	%
{ 新 舊	5.112	14	5.016	21
{ 生 前 贈 與	2.261	1	2.116	6
相續分の贈與	12.105	44	15.128	43
分割の贈與	9.412	20	9.909	9
嫁資の贈與	7.802	12	11.204	8
親族間の贈與	1.511	-	1.919	-
その他の贈與	4.205	-	5.011	-
平均(計)	2.721	-	6.121	-
	8.913	100	6.206	100

もあるが、それにもましてこれに對抗する農地所有權の維持への力が強く働いているようである。

さてこのように生前贈與は新しい均分相續制への農家農民の適應の一つの仕方であるが、こうした行爲はただ單に經濟的配慮によつてのみ生まれてくるかどうか。なるほど經濟的配慮によつてこうした行爲の可能性は誰しも意識することであるが、この意識を現實の行爲にまで具體化しうるものがなくてはならない。というようも具體化を促進す

前にこれを顧慮してとられる生前贈與に對しては、父の生前における次三男の分家への贈與（生前處分）が對比せられよう。そこで縣知事に對する農地所有權の移轉の許可を申請したものであるという特定の條件の下に於て、この二つのことはどうかをみてみよう。まず前者について分家贈與のうち戦後新分家贈與（この中には必ずしも父がおらず、兄弟間母子間における場合もあるが、そうしたことを捨象して）と生前贈與を對比すると、件數に於ては昭和二三年度及び昭和二四年一～四月末間ほぼ同じであるが、その一件當り移轉面積についてみると、上表の如く生前贈與が遙かに多く、分家贈與はその三～四割である。また相續分の贈與と分割贈與とを比較してみると、相續分の贈與が件數に於て昭和二四年一～四月末間には分割贈與の倍近くである。従つてこの一年四ヶ月間に於ては農地所有權の分割贈與

るものが何か存するのではないか。これについて先の『農地調整年報』の石川縣の報告が「老齡のため生前に相續關係を明瞭ならしむるため」と述べているのは示唆的である。そして栃木縣の生前贈與による農地所有權の移轉許可申請書のうち(1)「某は此の度隱居することになり該農地は當然長男某に所有權を移轉すべきであるが、長男は農業經營せず弟某に贈與することになつた」(2)「また(註2)、某(明治一二年生)は事實上隱居をなし長子受贈者が世帯主として一切を繼承し居る者なり。依て所有權の移轉の許可を申請する次第なり」とあることによつて、隱居という慣行乃至は意識が働いているのは明らかである。そしてこの隱居というものは、舊相續制に於ては生前相續として通常の死亡による相續と共に法的制度としても認められていたことは、舊稿に於て論じたところである。(註5)このことから、舊相續制における生前相續が生前贈與という形をとつて、新しい均分相續制の下に再現されてきたのではないかという推論も生まれよう。併しここで考えなければならぬのは(3)「申請人は長男(昭和二年八月死亡)の嫁にして準相續人であつて、相手方は今年七九歳の老齡の上、永年神經痛をやみ、實際は土地全部を耕作しておりまして供出などの責任も申請人が果して居ります實情に鑑みまして、相手方は存命中に、出きることなら、後繼人に全部土地の權利迄移轉して心配ない様にした」との意志により、關係者の減殺請求權放棄の意思表示の書面を取りまとめ、ここに所有權移轉の手續を出きる様申請した次第であります」とあることでもわかるように、今日の均分相續制下における生前贈與の場合にも、死亡による相續が開始すれば、當然共同相續人の一人としてその相續分を有する者がその相續分の減殺請求權放棄という意思表示を必要とすることである。また申請書(2)にみられる如く、舊相續制の下にあつては財産は長男が原則として單獨で繼承するわけだが、ここでは長男が農業經營をしていないから、農業經營を現に營んでいる弟に農地を贈與するという、二者擇一の方法がとられていることである。これによつても今日の生前贈與は、舊相續制

第4表 家族内における生前相續の承繼者

贈與者——受贈者	件 數	出生順に承繼する者	長男子がぬもの	あつもの
父 → 長男	4	4	-	-
父 → 次男	4	-	-	-
父 { 長男 他出 長男 死亡	-	-	2	-
	-	-	2	-
父 → 四男	2	-	-	-
父 { 兄三人死亡 長男、次男他出、三男死亡	-	1	-	-
	-	-	-	1
父 → 2女 (長男他出)	2	-	-	1
父 → 嫁 (夫たる長男死亡)	1	1	-	-
母 → 長男	1	1	-	-
祖父 { 父 死亡 父 生存	6	-	-	-
	-	-	2	-
曾祖父 → 曾孫 (祖父、父死亡)	-	-	-	4
祖母 → 孫	1	1	-	-
計	21	13	-	8

下における隠居による相續が、死亡による家督相續と同一に取扱われていたのとは明らかに異なる。ここに新均分相續制下における生前贈與が従来の法的制度としての隠居制ないし隠居慣行と異なる點がある。その限りに於て、現下の生前贈與は過去の生前相續そのままの再現とみるとは出来ないようである。これらの點を更に明らかにするため、栃木縣農地課保管資料にもとづいて、生前贈與の二十數ヶ事例について考察してみよう。

という通常考えられるもののみではない。これまでの相續制に於ては當然第一順位相續人とみられた長男子があるものも拘わらず、それらのものが他出獨立して農業經營に従事しないのでその弟妹に農業經營を繼承させるものが割に多いということ、長男が死亡したため事實上農業經營の責任者となつて居るその嫁に贈與するものがあること、等を注目しなくてはならない。そしてここに、舊相續制における隠居による生前相續と相違する點がはつきりみられる一

まずこの生前相續が家族内のいかなる地位をもつもの間に於て行われるかということ、第4表に示されている如く、必ずしも父から長男へ

方、農地委員會を通じて關係者の承認同意・滅殺請求權放棄の意思表示の文書を添え許可申請するという法的行爲をとる生前贈與に於ては、家族成員と農業經營擔當者との關係が通常でないもの（つまり將來紛争の生ずる恐れのあるもの）が多いことを物語るともいえよう。なおここで父が生存するにも拘らわす祖父から孫へ農地所有權の生前贈與を行うもの四件あるが、これは短期間における農地所有權の移轉の再發による手間と經費とを節約しようとするものであり、祖父↓父↓孫の年令關係は數え年八六歳↓六三歳↓三九歳、八〇歳↓六一歳↓三二歳、七四歳↓五三歳↓三二歳、不詳↓四七歳↓二一歳となつてゐる。

次に農地所有權を生前贈與する者と贈與をうける者との年齢はどうか。（記載もれがあつて全部について述べられないのは遺憾であるが）贈與する者の大半は六〇歳以上、七割近くは七〇歳以上、これに對する贈與をうけるもの半以上は三〇歳以上であることが第5表から判明する。なおここで受贈者一〇代のものが二人あるのは、父が死亡していて七四歳の祖父から一三歳の孫へ贈與するものと、祖父・父が死亡していて九五歳の曾祖父が一八歳の曾孫に贈與するものである。なお父と子における生前贈與の八件の事例によると、贈與時に於ける數え年平均年齢は父六九歳、子三六歳であり、祖父と孫の場合には祖父八〇歳、孫三二歳であり、受贈者側における年齢の差はそれほど大きくはない。そうして舊相續制下における隱居制が六一歳以上を老齡としていたことを考へると、ここでも父と子との間に於ける生前贈與が老齡（六九歳）を一つの根據としてゐることが判明する。

第5表 生前贈與における關係當事者の年齢

	贈與する者	受贈者
90歳代	1	—
80	4	—
70	7	—
60	4	—
50	2	1
40	—	4
30	—	4
20	—	5
10歳代	—	2
計	18	16

第6表 生前贈與を行つた農家の所有・經營田畑廣狹別戸數（昭23年1月～昭24年4月末・栃木縣）

	所 有		經 營	
	戸	反	戸	反
1 反以下	1	4	1	1
1～5反	2	1	3	4
5～1.5町	1	5	4	6
1.5～2町	5	6	6	1
2～3町	2	2	1	15
3町以上計	21			

備考 不明6戸

ると、一町以下六、一～二町五、二～三町五反一〇となり、二町以上の農地所有農家に於て生前贈與が多いことが判明する。なおこれらの經營面積についてみると（不詳のもの六があつて正確さはおちるが）一町五反以下の經營四、一町五反以上一、うち二町～三町八反の經營が七であり、大經營農家に多い傾向がみられる。

なおここで贈與する農地面積以外に贈與する者がどれだけの農地を保留しているか、その五事例についてみると、その農地所有面積の七五％を生前贈與し、二五％を保留している。このうち三件は貸付地關係からの保留もあるとみられるが、しかしここに遺留分（生前處分）に對する考慮が拂われているともみられよう。以上のことから現在行われている生前贈與は一見過去の隠居ないし生前相續の再現とみられるが、しかしそこには新しい均分相續を通過しその上につかつている點に於て、そのままの再現と斷ずることは出来ない。次に石川縣について同じ問題を検討してみよう。

石川縣農地課保管の資料によつて農地所有權の移轉申請許可中使用目的變更をとみなぬものと、賣買によ

次にこうした生前贈與を行う農家の農地所有面積と經營面積とはどうであつたか。贈與する農地の面積は、田畑を併せた廣狹面積別にみると第6表の如くであり、一町以下七、一～二町六、二～三町八とほぼ同じ程度に分布しているようであるが、一町五反未満と一町五反以上に分けてみると前者八に對し後者一三となり、更にこれを贈與農地面積以外になお贈與者が保留する所有地を加えたもの即ち贈與者の全農地を所有面積別

る農地所有権の移轉はなく贈與によるもののみである。(註6。) いま昭和二五年四月〜二六年二月の間に於ける贈與による農地所有権の移轉の許可申請の理由を、栃木縣におけると同様な分類をすと第7表の如く生前贈與によるものがこ

第7表
贈與の内譯件數 (石川)

4	與與與與與與
15	贈贈贈贈贈贈
2	家前分資族分
1	分生相分嫁親財そ
1	計
3	のののののの
3	のののののの
3	のののののの
1	のののののの
28	計

とである。

次に一五件の生前贈與における贈與者と受贈者との續柄をみると第8表(1)の如く何れも栃木縣に於てみられたものと大差ないが、唯ここでは父と子の關係が出生によるものでなく、長女の掣ないし養子ということと結ばれた義理の親子關係當事者間に於て生前贈與を行っている事例があることと、長男他出して次男へ父が農地所有権を生前贈與する場合、長男の名義の所有地にして次男が現に耕作しているものを父所有名義のものと共に贈與しているもの、また母名義の所有地を父名義の所有地と共に長男に同時に生前贈與しているもの、各々一件あることを指摘しておく。兩者の年齢の關係は8表(2)の如く、贈與する者にあつては六一歳以上の老齡のものが壓倒的に多く、平均年齢は數え年六六歳であり、これをうける者の中に一〇代のもの一七歳の女一件あるが、これは表(1)に注記したように長男死亡、

次男二五歳は漁業に従事して農耕を管せず、長女は嫁出し次女は死亡したため、父は残る三女に田畑八反〇一九步、

第8表

(1) 生前贈與における關係當事者の續柄別件數

贈與者	受贈者	件數
父	→ 長男	8
父	→ 次男 (長男他出)	1
父	→ 三女 *	1
父	→ 長男の嫁(長男死亡)	1
父	→ 養子(長女の掣1)	2
祖父	→ 孫	2
	計	15

* 長男死亡、次男漁業、長女嫁出、次女死亡

(3) 贈與田畑面積階層別

贈與農地面積	受贈者
1~ 5反	3
5~ 1町	5
1~ 1.5町	2
1.5~ 2町	3
2~ 3町	2
計	15

(2) 年齢階層別

年齢	贈與者	受贈者
70歳代	7	-
60	4	-
50	4	1
40	-	3
30	-	2
20	-	5
10	-	1
計	15	12

原野二反五畝三歩、溜池四〇六坪、宅地九一坪、建物四棟八〇坪を生前贈與し、將來は三女に養子をむかえることに親類相寄り協議決定した結果による異例のものである。なお受贈者の平均年齢は未詳のもの三を除き、數え年二八歳である。又、贈與農地面積の廣狭別は表(3)の如くであるが、これに對應する經營

面積は記録にないため不明である。

栃木・石川二縣の農地課保管資料からみた生前贈與は舊相續制における隱居による生前相續とは異なるにせよ、この二つのものの底を流れるもの、即ち農家の世帯主が老令になつて農業労働に従事せず息子夫婦や孫の世話になつて暮らすということは、人間が生まれ育つて働きやがて老いていくという生物學的限界からくるものである限り、何れの國、いつの時代に於ても存するものである。ただこの引退が法的効果をもつ隱居制(生前相續)という形をとるか、或いは生前贈與という形式をとるか、事實上の引退による息子達の扶養という形をとるか、即ち法的制度の形による

引退をとるか法的効果をもつ引退か、そうでなく事實上の行爲によつて満足するかの違いであると共に、またそこに問題が存する。併し最も問題として取上げなくてはならぬのは、こうした法的制度ないし法的効果をもつ引退を起さしめこれを支える事實上の引退がいかなるものであるか、云わば舊相續制における隠居・現在における生前贈與を定立せしめるものの根源的な姿——即ち農業者の農業經營よりの引退が如何なるものであるか、その引退の果す機能如何についてである。この社會現象は通常隠居慣行とよばれているが、以下で試みようとするのは、民俗學的にとらえ方ではなしに、これを社會現象の一として機能の面からとらえようとする。

註1 農林省農地課「農地改革に關する統計資料」その二、及び「昭和二四年農地調整年報」集計結果、五四―五八頁（昭二五年九月農地改革執務參考第五四號）

註2 農林省農地課「農地情報C—D」『最近における農地の動き』、『昭和二五年度農地調整年報』集計抜萃「1農地の移動潰廢統制について」五頁（一九五一年七月）

註3 本調査は昭和二四年二月、昭和二五年の二回にわたつて行い、熊岡・佐藤農地課長の好意により閱覽を許され、擔當官の粟國・加藤・今井三氏にお世話になつたことを厚く感謝する。

註4 本表における分割贈與とは分家とは異り、財産もしくは遺産を多くは係争の結果分割したものをいう。その他の贈與とは、かつて質買・借金の抵當などにより、農地所有權の事實上の移轉はあつたが未登記のためこれを贈與するというものである。

註5 筆者稿「舊相續制の統計的分析」『農業綜合研究』四の二（昭二五・四）

註6 石川縣農地課保管資料の閱覽は、川戸農地部長・永井農地課長の好意によつて許され、同係中山利雄氏また協同組合課長野崎博之氏のお世話になつたことを厚く感謝す。本調査は次にのべる江沼郡南郷村の調査と共に、本所員穴見博氏の援助をえて行つた。

三

昭和二五年夏、埼玉縣比企郡七郷村の廣野・杉山・太郎丸三部落の農家に於て聴取調査を行ったとき、「家の仕事のこと一切を父から息子が譲りうけること」を「身上まわし」・「身上譲り」とよんでいることがわかつた。^(註1)この「身上まわし」は父の死亡後になることもあるが、圓滿な家ほど概して早いといわれ、自分は三〇歳のときに「身上まわし」をされたから息子が三〇歳になつたから「身上まわし」をした人もあるし、父が六〇歳になつた頃で自分の三五〜六歳の頃に「身上譲り」をうけた人もある。ここで注目しなくてはならぬことは、この「身上まわし」・「身上譲り」が父親の生前に行われることであり、むしろこの「身上まわし」が生前に行われるのが同村の慣習のもつ特徴であるということである。この前提があればこそ「身上まわしはいつしましたか」という問に對し、壯年の世帯主のなかには死亡後であつたと答える人もあるのである。この「身上まわし」・「身上譲り」が個々の農家に於て行われる時期並びにそのやり方は、かなりの變異をもつものであり、一つの枠というか法則を發見しにくいようにみえる。併し法的制度に比べてなにかとらまえどころのない一見漠然としたような存在の仕方を示しつつならかの機能を果しているのが慣習慣行であり、そこに慣習慣行のもつ特質がある。ところでこの「身上まわし」という慣行はどういう機能を果しているかという点、身上という語に示されているように、まず第一に農家の財産をいうが、これにはその財産のやりくり運営をも含んでいると解される。そうして農家の資産並びに農業經營の指揮管理權が父親の生前に息子に譲られることは、その果している機能に於て隱居による相續と同様のものであり、これが隱居といわれずに、同地に於

ては「身上まわし」・「身上譲り」といわれたものと思われる。このことは農民の間に於て農家の資産とその運営、家の仕事一切を譲ることをば、家とか田畑という實體から離れて（實體から抽象化して）ただその果している役割のみから隠居とよび考へることは出来ず、あくまでも即物的に端的に「身上まわし」・「身上譲り」とよび考へたのである。ここに農民の意識のもつ一つの傾向（もの乃至行爲をば抽象化して考へることが出来ず、もの乃至行爲についての考へ方は、もの乃至行爲それ自體から離れて考へることが出来ないという傾向）がみられよう。それと同時に隠居慣行といわれるものについても、これを「あなたの家では隠居された方がありますか」とか、「貴村における隠居慣行の有無」といつた形の質問様式に於ては扱えられない面があること、またそれだけになお今後の研究の未開の分野が横わつてゐることを感じさせる。

この七郷村の豫備調査の體驗から、いわゆる「隠居」、かつての「生前相續」、現在の「生前贈與」に通ずるものを民俗學的な慣習としてではなく一つの社會現象として社會學的にその機能に即してとらえるという方法によつて、石川縣江沼郡南郷村上河崎部落の農家四五戸について、この種の調査を行つた。本調査に於ては現在の生前贈與をなさしめる根底にあるものとして隠居という現象をみることにし、この隠居をばあくまでも農業經營との連關に於て農家の世帯主の農業經營よりの引退としておさえ、これを農作業よりの引退（農業の指揮管理權——野良の仕事のさしずの譲渡）と、農業經營全體よりの引退（家計をも含めた農業經營の指導管理權——金の出し入れの譲渡）との二つの機能に於て把握するという方法をとつた。

石川縣江沼郡南郷村大字上河崎部落に於て調査票によつて一六戸の農家の個別調査を行つたところ、驚いたことは當部落當村に於て、隠居のもつ二つの機能即ち農業經營と家政よりの引退、換言すると、その二つの指揮管理權の

讓渡が、一を「仕事のおやじ」を譲る、他を「財布のおやじ」を譲るといふように、特別の呼稱までもつて、明瞭に二分して意識され、これが慣習として持續現存していることがわかつた。そこで聴取調査に用いた調査票に若干の訂正を加えて残りの專業農家約三〇戸にアンケートを送つて回答を求めた。^(註2)次にこの調査結果を報告する。本部落は水田單作地帯に屬し、その農家は主として水稻經營に依存しているが、村内に纖維工場があるほか地方小都會大聖寺町に近く、工場労働者・日傭勞務者としての雇傭の機會をもつてることが一つの特色といえよう。

本部落で一町以上の農業經營を行う農家四三戸を對象とし、このうち數え年年齡二四歳以上の後繼者を有する農家は一八戸であるが、この一八家族について昭和二六年現在の父親と息子（實子と法律上の息子）の數え年年齡、並びに父が息子に本村でいう「仕事のおやじ」を讓渡したかどうかをみると、次頁第9表の如く、父親の年齢が六〇歳を越え息子も三〇歳を越えたものにおいては、仕事のおやじ——農作業の指揮管理權は何れも息子に讓られ、父親は農業經營から一おう引退していること、次にこの二つの何れかがある場合にも、即ち5番農家の如く息子は二四歳だが父親が六〇歳をこえている場合、逆に8、11番農家のように父は六〇歳未満だが息子が三〇歳を越えている場合には、農業經營の指揮管理權が父から息子に讓られている。ここで例外とみられる第17番農家の場合は息子は養子であり父親は四六歳で未だ壯年であること、また第18番農家の場合は特に父親が病弱であるという特殊の條件がある。ただ13番農家の場合が何であるかについては、これがアンケート調査のため不明であるが、しかしこれを息子の年齢は同じであるがしかも仕事のおやじを讓つておらぬ9番農家と對比すると、9番農家の息子は四女の掣養子であり、しかも昭和二四年九月結婚後いくらも經過していないことが大きな要因であるように考えられる。また10番農家に於ては二九歳の息子は長男であるが未婚であり、これに對應する父親は數え年五六歳であり、しかもその末子（長男にと

第9表 專業農家の昭和26年現在における父と息子との關係

(南郷村上河崎部落)

農家番 家 號	父親の 年 齡	息子の 年 齡	仕事のおやじ		續 柄 1—長男 2—次男 3—三男 ヨ—養子	既未婚 米はない 米は既婚	經營面積	仕事のおやじ讓渡年齡	
			讓つた	讓らぬ				父親	息子
1	75	39	○		1		反 17.8	65	29
2	65	40	○		2		21.3	不	詳
3	64	32	○		2		13.0	59	27
4	63	33	○		1		23.7	60	30
5	63	24	○		3	未	20.4	61	22
6	62	27	○		3		21.0	59	24
7	60	36	○		1		20.4	54	30
8	59	34	○		1		18.6	56	31
9	57	27		○	ヨ		18.2	-	-
10	56	29		○	1	未	19.9	-	-
11	56	30	○		1		14.5	52	26
12	54	26		○	2	未	21.8	-	-
13	53	27	○		3	未	19.4	51	25
14	52	25		○	1	未	18.5	-	-
15	52	25		○	1	未	20.4	-	-
16	51	26		○	1	未	19.6	-	-
17	46	32		○	ヨ		17.9	-	-
18	45	27	○		1		16.0	35	17

つて弟にあたる)は四歳であり、未だ父親の世帯であることに歸因するようである。それと共に農地改革前の自作分類によつてみると、9・10番農家は何れも二町以上の農地を所有していた自作農であり、9番農家では若干の貸付地を解放しているのに反し、11・13番農家はそれぞれ改革前六反九畝、とともに一町以下の農地所有者であり小自作層であるということである。以上の考察は何れも二六年現在に於ける年齢から仕事のおやじの讓渡をみたのであるが、更にこれをその開始時期についてみると、9表の最右欄にみられるように、勿論若干の特殊事例とみられる例外はあるが、父親が六〇歳前後で息子が既婚三〇歳前後に於て、父親

農地相續をめぐる問題

第10表 仕事と財布のおやじの譲渡時期別(件数)

	仕事のおやじ	財布のおやじ	両者を同時に	別々に	計
生前譲られたもの	18	14	8	6	14
死後やるようにしたもの	4	8	3	5	8
計	22	22	11	11	22

と息子との年齢の相對的關係から仕事のおやじの譲渡が行われるのが一般的傾向であるといえよう。ところで、いうまでもなく眞の意味の農業經營の父から息子への譲渡は、野良の仕事のさしずを意味する仕事のおやじを譲られてもこれを裏付ける家計・金の出し入れの管理が伴わなければ、父親の農業労働よりの一おうの引退にしかすぎない。この點はどうであらうか。現存する息子を對象とする「金の出し入れ」の譲渡時期の調査はアンケートの紙面の關係から割愛したため、上掲一八戸の「仕事のおやじ」を譲られた一戸のうち聞き取りでえた四戸についてみると、4番農家では未だ金の出し入れを譲られておらず、1番農家では仕事のおやじを譲られて六ヶ年後の三五歳、8番農家では三ヶ年後の三四歳、特殊事例の18番農家では五ヶ年後の二二歳に財布のおやじを父から譲られており、この四事例からでは「財布のおやじ」という家計の管理權は、「仕事のおやじ」を譲られた數年後になつて始めて譲渡されるようである。果してそうだろうか。また先に特殊事例として取扱つたことが眞に特殊事例であるかどうか。次に世帯主であつて現に法律上の相續を行つたもの三四戸についての調査でこれを検討してみよう。

三四戸の農家のうちで農業經營を自分でやるようになったのを父の生前と死後に大別し、父の死後をば、更に相續人が成年前(二一歳前)に死亡したものとそれ以後に死亡したものとに分けてみると、第10表の如く(成年前に父が死亡したため已むなく年少の時から農業經營をやらなければならなかつた一二戸を除いて)二二戸のうち一八戸八割は、父の生前に野良の仕事のさしず(本村でいう仕事のおやじ)を譲られている。次にこれを金の出し入れを自分でやるようになること即ち財布のおやじを生前譲られたかど

うかを見ると、先に父の生存中に農作業の指揮管理権を譲られたもののうちで四名は父が死ぬまで金の管理はまかせられず、一四名が生前に農業経営と金の出し入れ即ち仕事のおやじと財布のおやじを同時に譲られている。この二つが結びついたのをいわゆる隠居と解釋すると、成年前父が死亡したものを除いた二二戸のうち、事實上の生前相續を行つてゐるのは一四戸六割餘である。そうしてこれは村役場へ隠居届を出した法的制度としての隠居が二二戸の農家のうち六件であるから、その二倍餘になる。法的制度としての隠居制は、こうした事實上の隠居を基底として成立存續したことが明らかとならう。またこれを三四戸の相續全體についてみれば、その四割が法的な相續開始前に事實上農業経営と家政とを息子に譲つてゐることを示すものといえよう。^(註3)なお生前農作業の指揮管理を譲られた一八人の息子の續柄は、長男一三、次男二、養子三であり、成年に達してもなお仕事と財布のおやじを父の生前に譲られなかつた息子の續柄は、長男一、三男一、智養子二であり、うち一人の智養子は義父死亡後も直ちに農業経営の指揮管理を委ねられず、のち後見人から譲受してゐる。

さて一體「仕事のおやじ」が父の生前いつ頃息子に譲られたか。比較對照のため三一戸の農家をば、(イ)父が息子の成年前死亡したもの、(ロ)父の生前息子に仕事と財布のおやじを同時に譲つたもの、(ハ)父が仕事のおやじをまず息子に譲りついで財布のおやじを生前譲つたもの、(ニ)仕事のおやじは父の生前息子に譲つたが、財布のおやじは死ぬまで譲らなかつたもの、(ホ)仕事と財布のおやじを共に息子が成年(二一歳)に達していても生前譲らなかつたものの五つに分け、その仕事のおやじ、財布のおやじ、法律上の相續(隠居を含む)この三者の開始時期と實際の父死亡時における息子と父の平均年齢(數え年)を掲げると第11表の如くである。(この表では父と子との關係をみるため、父が早く没して祖父と孫の間に農作業の指揮管理権の譲渡が行われた(イ)群中の二件と、義父と婿養子との間に行われた(ロ)群

第 11 表

(1) 「仕事のおやじ」と「財布のおやじ」の生前譲渡における父と息子の平均年齢 (カッコ内は件数、(ロ)(ハ)(ニ)の計及び(ロ)(ハ)の計)

件 数	(イ) 父成年前死亡	(ロ) 生前譲渡計	(ロ) 両者とも(仕事と財布のおやじ)	(ハ) 別々に(同)	(ニ) 財布のおやじは死後	(ホ) 父成年後死亡	
件 数	10		7	6	4	4	
息子の平均年齢(数え年)	仕事のおやじ	20	26(17)	25	30	22	31
	財布のおやじ	21	29(13)	25	33	30	32
	法律上の相續	14	-	34	41	30	30
	父死亡の時	14	-	37	42	30	30
父親の平均年齢(数え年)	仕事のおやじ	+6	56(17)	55	58	54	+1
	財布のおやじ	+7	58(13)	55	61	62	+2
	法律上の相續	43(9)	-	63	69	62	58
	父死亡の時	43(9)	-	67	70	62	58
	隠居	-	-	3	3	-	1
現 存	-	-	-	1	-	-	

農地相續をめぐる問題

(2) 「仕事のおやじ」開始時における1戸當り平均経営・所有田畑面積及び家族数

件 数	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)
件 数	10	7	6	4	4
經營面積(反)	13.7	17.9	20.6	17.6	15.9
所有面積(反)	7.5	14.1	13.8	9.7	10.7
家族数(人)	4.2	5.7	7.0	5.6	6.0
うち弟妹数(シ)	3.33	0.85	2.50	1.25	2.50
うち男子(弟)数	1.11	0.28	1.16	0.75	0.50

中の一件とを、年齢差があまりにひどいものと逆にあまりに近接していることにより除いた。

「仕事のおやじ」の開始時期は、父が息子の二一歳前に死亡した、(イ)群に於て最も早いのは當然であり、この場合には父が息子の一四歳のとき死亡しているからその後六ヶ年間は母その他のものが後見し、数え年二〇歳いわれる成年に達した頃農業経営を自己の責任に於て遂行している。これに比べて父が生存している生前に息子に仕事のおやじを譲る場合には、一七戸の平

均年齢をとると、息子が結婚して落着いた頃の二六歳であり父は五六歳である。ところが父が生前に仕事のおやじを譲らなかつた、(ホ)群の場合には三一歳となつてゐる。(個々の事例について云えば最も早いのは、(イ)群中の一五歳、最も遅いのは、(ロ)群中の四一歳である。)

これに反して「財布のおやじが」息子にいつ譲られるかという点、仕事と財布のおやじが同時に譲られた(ロ)群を別として他の四群に於ては何れも多少遅れており、(イ)(ホ)群に於ては仕事のおやじを譲られて一年後であるが、(ハ)群に於ては三年後、(ニ)群に於ては八年後となり、父の生前に財布を譲られた一三戸の平均年齢は二九歳であり、仕事のおやじより三年後ということとなる。(ロ)、(ハ)、(ニ)群に於て財布のおやじを最も早く譲られた事例は、(イ)群中の二三歳、最も遅いのは、(ロ)群中の四〇歳である。)

以上のことから、父が生前仕事のおやじを最も早く譲つたのは(ニ)群であるが、ここではなるほど仕事のおやじは早く譲られたが財布のおやじは死ぬまで譲られていないところから、仕事のおやじと財布のおやじとが分離しているような形をとつてゐるが、(ハ)群に於ては明らかに、仕事のおやじは財布のおやじを譲るための前段階としてとられてゐる。従つて以上の五群は大別すると、仕事と財布のおやじが同時に譲られるもの、仕事のおやじが財布のおやじを譲られる一階梯としてとられるもの、この両者が相分離しているような形態を示すものとの三つにならう。ところで、仕事と財布のおやじとの両者を生前に父が息子に譲つた(ロ)(ハ)群についてみると、仕事のおやじは息子の二五〜三〇歳、父親の五五〜五八歳、財布のおやじは二五〜三三歳、父親の五五〜六一歳の間に父から息子に譲られており、二者を平均すると仕事のおやじは息子の二七歳、父親の五六歳、また財布のおやじは息子の二九才、父親の五八才の頃となる。先に現世帯主とその息子との間における仕事のおやじの譲渡の場合に、父親の六〇歳前後、息子の三〇歳前

後のときに、この兩者の相對的關係に於て、農業經營の指導管理權が父から息子へ譲渡するのではないかということをおのべたが、財布のおやじではこの時期における交替乃至譲渡があるが、仕事のおやじという農作業の指揮管理權の譲渡はこれより早く息子の二五―六歳、父親の五五―六歳が對應する傾向をもつものがあることが明らかとなつた。

前掲II表では仕事と財布のおやじの兩者を同時に譲つた(四)群の方が、兩者が時をちがえて譲られた(イ)群よりも息子・父親の年齢に於て何れも若く、一見不可解のようにみえる。そこでこの現象に關係ある要因として、仕事のおやじ開始時期における經營耕地(田畑)面積・所有耕地面積・家族數・うち後繼者を除く弟妹數・弟妹中の男子數の一戸當平均(II表(2))をみると、(イ)群は(四)群に比べて經營面積大・所有面積小・家族數大・弟妹數大・うち男子數大ということとなる。このことから、生前に父親が息子に農業經營の指導管理權を譲つたという點に於て同じであつても、財布のおやじが仕事のおやじと同時に譲られずこれが遅れるものは、經營面積が大きく従つて家族數が多く、家族のうちでも男子を含む弟妹數が多い農家であること。逆に比較的父親も息子も若いのに仕事と財布のおやじ即ち農業經營の全權を同時に息子に譲る農家は、經營面積のうち所有農地面積が占める割合が高く(かつては農地所有の大きさが農家の富裕さを示した)、家族數のうち後繼者以外の弟妹、なによりもそのうち男子の數の少い農家であるということが云えるようである。このことは埼玉縣比企郡七郷村において、「身上譲り」のことをきいた際「圓滿な家ほど身上譲りが概して早い」といわれていることの具體的内容を示すと共に、また「身上譲りの時期はいつ頃か」という答え難い問に対してしつじぶ聞出した「末子が成人した頃」という解答とも相符合する。そうしてこの兩者が相分離する(二)群、及び生前に仕事と財布のおやじを譲られなかつた(三)群は、(四)群に比べて經營面積も少く、所有農地面積も少い。そうしてこの群に於ては、經濟的條件がその農業經營の指導管理の全權を父の生前に息子に譲るのを妨げたよ

うに思われるし、兼業という條件が強く入つてくるのではないかとも考えられるが、この點はアンケートに於てつまえ得なかつたところである。

このように父の生前に農業經營を息子に譲渡する場合は、先に現世帯主とその息子とを對象として提起した父と息子との年齢の相對的な關係のほかに、その農家の農業經營を成立させている家族構成・經營耕地面積・所有耕地面積といった社會經濟的諸條件がからみあつて、農作業の指揮管理權（仕事のおやじ）と家計をも含めた農業經營の指導管理權（財布のおやじ）とが同時に譲られたり、一方が後になつたり、生前に譲られなかつたりすることとなる。そうして田畑の所有ないし經營の條件がかりにほぼ等しい場合に、この仕事と財布のおやじを譲渡する時期の早い遲いを決定する大きな要因として作用するのは、當該農家の家族構成・保有世帯員數と共に、その農家の家族員中に後繼者（多くの場合長男）を除く姉妹弟（特に弟）の多少であるように思われる。このことはまた當該家族の年齢構成、云わばその家族が未だ父の世帯に屬するかどうか、その家族が未だ子女を哺育する時期にあるか又は既に出稼とか嫁入によつて父の家族が分解期にあるかどうかということでもある。日本の農家の場合、長男が嫁を迎えても父母と同居し、父を中心とする家族と息子を中心とする家族とは分離しがたい恰好をとり、家族構成は通常の單婚夫婦家族の二代に對し父↓子↓孫という三代の家族構成員をとるといわれている。が併し、この仕事と財布のおやじの譲渡・讓受は父を中心とする家族から息子を中心とする家族への推移過程を示すものであり、その限りに於て、このおやじ譲りに際してはこの推移を可能ならしめる條件として、家族構成は大きな意味と役割をもつといえよう。早い話が、たとえ息子が二四―五歳に達してもなお父の六―七歳の子（後繼者にとつては弟妹にあたる）が居る場合には、この家族は未だ父の家族であつて、息子への仕事と財布のおやじの譲渡はなかなか行い得ないものである。

またこうした諸条件下に於て現實に仕事ないし財布のおやじを父から息子へ生前譲渡させるためには、なんらかの動機ないし経営主の主体的條件のあることを忘れてはならない。まず第一に考えられるのは父親の老齡による引退その他病氣とか病弱であるが、次に農業経営の行きづまり打開のためと考えられるものがある。この第二の動機は特に生前に父から仕事と財布のおやじを同時に比較的若く譲られた(㊦)群に於て顯著である。(㊦)群七件のうち老年・病弱・隠居を理由とするもの三のほか、四件は農業経営の行きづまり打開ということである。このことは昭和三年未婚二三歳(そのとき父は五〇歳)、昭和六年未婚二四歳(父五七歳)、昭和九年既婚三二歳(父五二歳)で仕事と財布のおやじを同時に父から譲られた三人の息子(現世帯)は、この農業経営の指導管理權の譲渡をば「経営がうまくいかなくて自分にやつてくれといった」といい、昭和二年既婚二三歳(父五三歳)のとき兩者を同じく譲られた人は、「父が使いこんでどうにもならなくなり、どうかお前やつてくれど無條件に降服したから」と語っていることによつても明らかである。従つて仕事と財布のおやじの兩者を比較的早く譲つている(㊦)群の農家にはそうした特殊事情が強く作用していることを考慮しなくてはならないことが、この動機ないし経営主體の面から出てくる。このことは(㊦)群にもみられるのであり、その一農家では二八歳で仕事のおやじを五三歳の父から譲られた息子が、昭和六年三二歳で財布のおやじを委ねられることとなつたが、この時のことを述懐して、「父から借金をつけて、もうこうなつては自分ではどうにもならぬからやつてくれ」と頼まれたと語つている。従つてこの財布のおやじの譲渡は必ずしも農業経営がうまくいつている時だけでなく、こうした農家の悲運に際し、この危機打開のため年少氣説の息子に農業経営のすべてを一任しその發展を期することもあつたのである。なおこうした經濟的原因だけではなく、農業技術の發展によつて、例えば化學肥料の使い方などがわからなくなり、父が息子に仕事のおやじを譲つた例が(㊦)群中にある。こうした

諸事情が前記の諸條件とからみ合つて、本部落の農家の、仕事のおやじと財布のおやじ即ち農作業の指揮管理權と家計を含めた農業經營の全權をば、父が生前に息子へ譲渡するという風習を存続成立させた。そうしてここではこの風習が特に地主とか自作農又は小作農といった特定の階層に限定されているものではなく、各階層に廣く分布し、これが一つの慣習慣行として成立している。そうしてこの生前における農業經營權の譲渡に於て、比較的早く仕事のおやじと財布のおやじを同時に譲り受ける(向群が特殊事情によるという色彩が濃厚だとすると、通常の形式としては向群に近づき、まず仕事のおやじを譲りうけ、ついで財布のおやじの譲渡をうけるという形式であるといえよう。そうすると、仕事のおやじは息子が既婚で子女をもつ三〇歳父親の五八歳の頃に父から息子に譲られ、あと三年たつと財布のおやじが息子の三三歳父親の六一歳の頃譲られ、それから八年後には法律上の相續が起り(舊相續制における法的制度としての隠居により)、その翌年息子の四二歳のとき父が七〇歳で没するということになる。こう考えると本節の冒頭にのべた息子が三〇歳前後父親が六〇歳前後という年齢の相對的關係において農業經營主の交替・農業經營の指導管理權の譲渡が行われるという傾向は、やはり妥當な一般の見解であるといえよう。

なお父が生前に息子に財布のおやじを譲る時は、昔なら産業組合今なら農業協同組合等の通帳をわたし(借金があるならこれも明らかにして息子に渡し)金の管理一切をまかせ、既に仕事のおやじを譲つていたこととて、ここで「わしはおやじを譲つて樂隠居ぢや」ということになる。この仕事と財布のおやじの二者が結びついたものを何というかというところ、「おやじをやる」、「おやじを譲る」、「おやじ譲り」といつてゐるが、樂隠居という農民の言葉に現われているように、明らかに農業經營並に家政からの引退・隠居である。このおやじ譲りに於て隠居する者が隠居免といつた財産の一部を留保し、これを小使にあてるといふことは埼玉の七郷村においては往時にあつたということを

聞いたが本部落に於ては明らかでなく、おやじを譲つて引退した父(隠居)は息子から小使いをもらい、その額は家の事情によつて異なるという。このようにして父親は農業經營並に家政の面から引退するとはいへ、本當に老齡病弱でない限りは、農作業の手傳いもするし、冬閉期には藁仕事もするが、農業經營の全責任は解除され、家は父を中心とする家族が分解し息子を中心とする家族に變つていく。引退した父の果す機能はこうした農業勞働の手傳いのほか、借金をするような時は父が金を貸してくれる相手やさすというような面倒をみるが、實際この金を借りうけるのは父でなく息子であり、父はただ借金の手がかかりを與えるだけだという。こうした點に於て年の功という經驗と顔がきき、息子の後見ないし相談相手という機能をもつ。この後見ないし相談相手というのは、土地を買入れたり賣却したりするときは引退した父親にも聞いて、よいといつたら賣却もしくは購入しいかぬといつたらやめるといふ後見の都合の強いものから、實際は父に相談しなくて自分で決めてどんどんやつていつてよいのだが、同じ家について全然父に話をしないようでは父がのけものにされたようで家の中がうまくいかぬから、という形式的な相談に至るまでの幅がある。このようにこの「おやじ譲り」は「おやじを譲つてわしは樂隠居ぢや」といふ農民の言葉に表われているように、明らかに隠居である。隠居だとすると、舊相續制に於ては隠居による家督相續は死後相續に對する生前相續と規定し得たのであるから、これを事實上の生前相續とみてよさそうであるが、この父の後見ないし援助・相談相手としての役割を體驗しこれを重視する息子達は、この「おやじを譲ることを相續と考えるもよいのではなからうか」といふ問に對し、積極的に「相續とはちがう」と答え、またこの引退した父親のもつ働きをさして重視しないものは「そういわれると、相續ということになるかもしれない」と答え、こうした父親の引退後の役割を重視しないものが「相續と同じだ」とアンケートに於て解答したものと考えられる。

註1 本調査は昭和二五年八月末から九月にかけて、東大法學部加藤一郎氏と共に行った農地相續に關する豫備調査に於て一〇戸の農家を對象とした。本調査に盡力して下さった埼玉縣中野農地課長、同係中山氏、七郷村々長内田幾喜氏、助役杉田政之助氏、並に回答された農家の皆様に感謝する。

註2 本調査に際して盡力下さった村長梅田貞一郎氏、助役中井半一氏、農地委員會專任書記山川浩氏と共に、開取調査以後送ったアンケートをば各農家に配布記入の上、わたくしの手元まで送つていただくという御手数をわざわざ上河崎區長小中出武氏をはじめ部落の皆様に厚く感謝の意を表する。これらの人々の御協力がなければ本調査は不可能であつた。

註3 舊相續制下における隠居による生前相續の石川縣における實施狀況を、昭六〇一〇年をとつて稅務監督局別にみると、金澤市が家督相續中隠居による相續が八・六二%で最も高く、小澤管區が八・〇三%であり、七尾管區は七・〇五、輪島管區は五・八五であり、調査村南郷村は小松管區に属するから、金澤市管區について法的制度としての隠居制の高いところといえよう。

四

さて長々と埼玉の七郷村の「身上譲り」、石川の南郷村の「おやじ譲り」にみられる隠居慣行をのべてきたが、その分析を通じて明らかのように、この慣行は農業經營が家族的勞作經營に於て營まれてゐるという條件に於て、老齡による農業勞働力としての世帯主の肉體的消耗衰退という生物學的限界をもとするとはいえ、一つの農家内部に於て父を中心とする家族構成が分解し息子を中心とする家族構成へ推移することを死亡によつてではなく生前に率直に認め、息子を中心とする家族内の一員として父親が扶養されていくということであり、農家という經營主體がその保有する勞働力の構成並に經濟力の變化推移に伴う農業經營への適應の一つの仕方なのである。このように隠居慣行のもつ機能をば死亡によらないでの經營主の自發的な早期交替による農業經營への適應の一つの仕方であるとみると、

この慣行はひとり石川・埼玉ばかりでなく日本全国に分布することは明らかであるし、更にこれが舊相續制の下において法的制度の一環にくみこまれていたことによつてもより傳播されたであろう。そうしてかつての法的制度としての隱居制は、こうした土地により異つた名稱をもつ事實上の隱居慣行の基盤の上に成立していたのである。しかもこの慣行を成立させる家族的勞作經營という基盤が依然として我が國農業に存續する限り、この慣行が農業經營への適應の一つの仕方という機能をもつ以上、なんらかの形に於て頭を出してくるのは當然であるし、また家族經營という形で農業が營まれる國々に於てこれと類似の慣行が存するの(註1)もまた當然である。

現在農地所有權の移轉許可申請にみられる生前贈與の底には、この力が働いていることを見逃してならない。現在みられる生前贈與は、新しい均分相續制への農家農民の適應の仕方の一つの表われであるが、新法實施以來數年のうちにこうした適應の仕方があらわれるのは、かつての隱居慣行が死亡によらないで經營主の早期交替による農業經營の推移變化に對する適應という機能をもつていたからである。現在の生前贈與は相續を豫想しての分割相續による農業經營の分散防止という積極的な形をとつているようであるが、併しそこには上述のような機能が依然として存しそれを必要とする條件があることと共に、これが老後をみてもらうため農地を贈與するという申請にみられるような同居扶養という面をもつていることを見逃してはならない。なお生前贈與が過度に行われるとき、相續における遺留分をそこないはしないかという疑念もたれそこに法律上の問題がある反面、生前贈與によつて六〇歳をすぎた父親が農業經營よりの引退を明確に意思表示して、のち七〇歳をすぎて死亡したとすると、その一〇ヶ年間は父親と同居して農業をやつていた長男夫婦によつて扶養されたことと、その一〇ヶ年間における長男夫婦のなした借財或いは蓄財は、父親個人の財産と區別しうる。日本農家の相續における財産分割に於て難かしい問題は、父と息子とが共同で連

續的に農業經營を營んでおり、父親と息子との財産を明確に分離しがたい點にある。かつての隠居慣行のようにこれからの農業經營は息子の責任に於てであるというように意思表示がされていない限り、例えば七〇歳で父親が死亡して財産分割の問題が起つたとき、家屋に改築増などがあつて、その所有者名義は父であるが實際には父親は六〇歳頃から農業經營を息子に譲つており、その家屋の改築増に要した費用は息子夫婦の働きによつて捻出したものであつても、これを認定するのは難かしいし、またその間における父親扶養による長男の負擔をいつからどう算定するかも問題である。しかもこの長男夫婦による父母の扶養は、先の實態調査の報告に於てみたように九一〇年に及ぶのである。^(註2)

要するに、父を中心とする家族から息子を中心とする家族への推移變化を率直に認めること、農業經營ないし農業技術の發展變化に應じて農業經營をば父親が若い息子に譲渡すること、息子夫婦による父親の扶養(時期)を明確にすること等の諸點に於て、現行の生前贈與に通ずるかつての隠居慣行は、均分相續制との關連に於ても再評價されるべきであらう。(昭和二六・一一・二〇稿)

註1 中國に於ては隠居のときに均分分割を行うが、そのため老後の扶養のために養老田を留保するのと、そうした耕地をのこさず子供のところへ輪流管飯するのがある。また均分相續制の行われているアメリカ合衆國において老齡による父親の引退と扶養とは、父子協定 Father-Son Agreements と扶養契約 Bond of Maintenance との二つの慣習によつて行われているようであり、前者についてはヴァージニア農業者に、後者についてはウイスマン東部の農業者に關する報告がある。ここで注目しなくてはならないことは、ヴァージニアの父子協定 Father-Son Agreements は、父から息子への農場の所有並に經營の譲渡が農業階梯としてとられ、まず息子は父と賃銀協定を結び、ついで企業収益の分配に参加し、協同經營となり、最後に父からその生前にすべてを譲られることとなることである。(ここでは形式的には息子が父の農場を十ヶ年位かかつて買取るといふようにみえる。)こうした階梯をふんで、息子が父のあとをついで事實上の農業經營主、農場所有者となるが、このことは

石川の南郷村上河崎部落の仕事のおやじから財布のおやじという階梯を通つて農業經營主となることと比較對照すると甚だ興味あるものである。ただ日本ではアメリカのように父と息子が貸銀協定をやり父が息子に貸銀を支拂うほど農業収益があるかどうかということ、こうしたことをしても關係當事者は勿論、いわゆる世間が何ともいわないという個人の主體性の確立にたゞ社會との差が感じられる。又ウィムコシン東部の父子の「扶養契約」というのは、引退した父に對し息子が農業収益から年金を支拂うことである(これには父母のすむ住居の指定から食料燃料に至るまでの物品の給與が附随する)。こうした農業収益より引退した父(隱居)へ扶養料を支拂うことはかつての日本の隱居に於てもみられたところであり、明治一〇年司法省藏版『全國民事慣例類集』の第二篇第一章第二款「入額所得の權」の項にみられる。そうして現在の生前贈與また父の死後母が長男のため相續拋棄をした場合に於ても、なんらかのこうした扶養に關する取りきめがなされているかどうか、また今後これは必要となるのではないかと、いつた點から、老後の扶養と生前贈與(かつての隱居)、相續拋棄との關係等を究明するのが次の課題とならう。アメリカ合衆國の農業經營主の引退については次の二つのパンフレットを参照した。

W. L. Gibson & P. D. Hansing, Father-Son Agreements in Virginia-Agricultural Economic Research, July, 1949. VOL. 1 No. 3

Kenneth H. Parsons & Elliot O. Waples: Keeping the Farm in the Family—A Study of Ownership Process in a Low Tenancy Area of Eastern Wisconsin, University of Wisconsin, Research Bulletin 157, Sep, 1945

- 2 この點に關して、フランスでは一九三九年七月二〇日の命令法によつて「延滞貸銀の先取」*saiaire différé* (deferred Payment)を規定した。これは遺産の均分に當つて両親を扶養した息子は當然その努力に對する報酬をうけるべきであるが、それが支拂われていないからその延滞貸銀を先取せよとする制度である。(Ackermann & Harris: Family Farm Policy Chicago, 1947 pp. 374—75 及び昭二六・四・一一農林省官房企畫室『フランスの農業資産相續について』小暮光美・加藤一郎兩氏によるパンフレット七頁)

(研究員)